

## 家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成19年10月31日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 東京家庭裁判所大会議室（19階）
- 3 出席者
  - (1) 家事関係委員（五十音順）

東京都女性相談センター所長	太 田 敏 子
東京家庭裁判所家事調停委員	中 村 智
  - (2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	荒 井 史 男
関東医療少年院長	大 橋 秀 夫
東京保護観察所首席保護観察官	西瀬戸 伸 子
東京地方検察庁刑事部長	渡 邊 徳 昭
  - (3) 学識経験者等委員（五十音順）

元共同通信社編集局編集委員	野 村 満 利
NHK放送文化研究所メディア研究担当部長	原 由美子
  - (4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	鬼 丸 かおる
第一東京弁護士会所属 弁護士	関 澤 潤
第二東京弁護士会所属 弁護士	山 下 正 祐
  - (5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長	門 口 正 人
東京家庭裁判所家事部所長代行者	上 原 裕 之
東京家庭裁判所少年部所長代行者	八 木 正 一
  - (6) その他

東京家庭裁判所家事首席書記官	大 谷 保
----------------	-------

東京家庭裁判所少年首席書記官	松 本 秀 敏
東京家庭裁判所事務局長	杉 原 隆 治
東京家庭裁判所事務局総務課長	金 内 義 明
東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐	宮 手 篤

(7) 説明者

東京家庭裁判所裁判官	菅 家 忠 行
東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	町 田 隆 司

4 議事

(1) 新委員あいさつ

(2) 子の監護，面接交渉について

ア 最高裁判所が作成した，当事者に対する助言用DVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」の「ドラマ編」を視聴した。

(少年関係委員)

家庭裁判所の事件当事者にこのビデオを見せて，何か変化が起きるのか。

(裁判所委員)

このビデオは，事件当事者全員に見せるのではなく，担当家裁調査官が，事件のケースごとに，ビデオの場面を指定して，子どもの両親と一緒に見せたり，あるいは片方の親に見せたりして，紛争状態の両親の間にいる子どもの問題について理解を深めてもらうための補助資料として使っている。一般向けに流してはいない。

このビデオを使った具体的な統計や研究は行われていないが，これと違うビデオ，スライド等を使った研究結果が発表されていて，子供のことももう少し真剣に向き合うようになったとか，落ち着いて調停が進むようになった等の報告が公表されている。

(説明者)

紛争下にある両親は対立しているので、子どもの福祉を考えていないことが往々にしてあり、結果として子どもに被害が及ぶことがよく見られる。具体的な変化の集計や確認は取っていないが、このビデオを当事者に見せることで、子どもが置かれている状況について、教育的な効果がある。

このビデオは、必ず担当裁判官の許可を得て、調停期日間に当事者に家庭裁判所でこれを視聴させ、視聴後、どのように思ったか、自分の場合とどこが似ているか等の感想を必ず聞いている。それが非常に効果があると考えている。ただし、子どもが陥っている状況をすべて相手のせいであるとして、より紛争が燃え上がってしまうのが目に見えるケースでは使用していない。あくまでも子どもがこういう状況に陥っているんだと理解、勉強していただくのが目的だからである。

イ 上記のDVDビデオの「面接交渉編」を視聴した。

(家事関係委員)

DVの夫婦関係調整の事案について、家庭裁判所ではどのように対応しているのか。

(説明者)

夫婦関係調整事件でDVの主張がされる事案は、相当程度あるのではないかという印象である。そういう事件こそ、加害者とされる側の納得も得て調停で離婚を成立させるのがよいと思われるので、できる限り努力をする。しかし、加害者とされるほうは、たたいたけれどDVじゃないというような主張をすることがあり、説得するのが難しいこともある。そのようなケースで面接交渉の問題が出てきた場合、面接交渉の試行等も含めて調整をするが、数から見ると、現状では面接交渉は無理ですと説得して、当分の間面接交渉を認めない、又は取りあえず約束事としては入れないとか、まず写真を送ってもらう程度に留めるといような形で、調整を図っている事件が多いのではないかと思われる。

(家事関係委員)

DV法の第2次改正がなされて、来年の1月から施行されることになっていて、その基本方針が、現在、内閣府で検討されているそうである。関係者の中でも、DVで避難している母子の母親は子どもを夫に会わせたくないと拒否するが、父親である夫からすれば、確かに妻には暴力を振るっているけれども、子どもには直接的な暴力は振るっていないのだから、母子が避難している間でも何らかの形で父親が子どもに会うことを認めてはどうかという意見があると聞いている。夫婦関係、親子関係というのは、また違った問題が生じてきているのかという感想を持った。

ウ 東京家庭裁判所庁舎内にある、子どもとの面接交渉をめぐって争いのある調停事件で使用する児童室を見学した。

(弁護士委員)

20年近く前の事件で、1年近く子どもと会わせてもらえなかった父親が、家裁調査官が間に入って日比谷公園かどこかで子どもに会わせてもらった経験がある。児童室は、狭い印象があるし、建物の一室で少し堅い感じがするが、児童室だけでなく建物の外で会わせることもしているのか。

(説明者)

事件によっては日比谷公園等を利用したケースがあったと聞いているが、子どもが喜ぶ空間、自然にふるまえる状況を考えると、むしろ児童室を使うほうがいいのではないかと思う。

(学識経験者等委員)

離婚の場合、対立が厳しい夫婦では面接交渉をきちんと守らせるための努力も大変だと思うが、一方で、離婚に当たって面接交渉を約束したけれども、その後きちんと守らないケースもあると思う。そのような場合、家庭裁判所として、約束を守らせるためにどのような方法を取りうるのか。

(裁判所委員)

離婚のときに面接交渉を決める場合、家庭裁判所の調停で決めるのと、そうでないのとの二つがある。家庭裁判所の調停で決めた場合には、履行勧告という制度がある。これは、電話による申立でもよく、家裁調査官が間に入って、調整を行うものである。どうしても調整がつかないときは、間接強制という制度がある。裁判外で決めたが守ってもらえないときは、調停を申し立て、調停で調整をすることになる。

(学識経験者等委員)

私のような法律の門外漢には、最初に「面接交渉」という文字だけ見たとき、何を意味するのかよく分からなかった。お話を伺って、ビデオなどを見ると、子どももかかわることだし、もう少し柔らかくて意味がきちんと伝わる日本語にできないものかと思う。

(裁判所委員)

御意見のとおりである。以前、民法の改正法案が作られたことがあるが、そのときには、「面接交渉」を「面会交流」に改めることになっていた。

(学識経験者等委員)

私もそれがいいと思う。

(家事関係委員)

離婚が成立して、1歳未満の子どもとの面接交渉のときに、母親が、自分1人では相手方から言葉の暴力を受ける不安を強く感じて、姉を同行したいと希望したが、相手方は、父親が会うのにどうして他人がついてこなければならぬのかと主張したケースがあった。その事件では、その後、面接交渉がうまく行われたのかなと思う。

(少年関係委員)

父親と母親のいずれが子どもを引き取るのか、例えば子どもが何歳くらいまでならば母親が引き取るとか、子どもの年代別の親の引き取り割合が分かれば教えてほしい。

(裁判所委員)

子どもが小さければ母親が引き取る率が大きくなっていく。

(説明者)

私自身の意見だが、小さいときは母親というよりも、だれが一番子どもに対する母性を発揮してくれる環境かを基本に考えて、紛争解決に当たっている。年齢的に考えると、子どもが小学校に上がる前後くらいまでが、だいたいそのラインとなる。法律上は、子どもが15歳以上になると意見を聞かなければならないとなっているので、10歳くらいから子どもの意見を尊重しながら解決に当たるという方針で臨んでいる。問題になるのが、小学校に上がる前後の微妙な年齢になるかと思う。

(弁護士委員)

親権者変更の申立で出てくる場合もあると思うが、それに限らず、いったん決められた親権はだいたい維持されているのか、それとも変わることもあるのか、原因も分かれば教えてほしい。

(裁判所委員)

数字はつかんでいないが、親権者を変更する数はそれほど大きくないと思う。経済的に困って子どもを渡したいという場合や、再婚する等親権者の家庭状態が変わる場合くらいだと思う。

(弁護士委員)

例えば、再婚する場合、自分が子どもを養育していたけれども相手に渡したいということもあるのか。

(説明者)

親権者の変更を家裁に申し立てる事案の数とは別に、事実上子どもの面倒を見る人が変わっているというのは、もしかするとたくさんあるのかもしれない。現在、銀行口座を作ることやパスポートを取得するなど親権者でなければできないことは必ずしも多くなく、いろいろな手続が親権者でなくても

できるので、親権者の変更まで至らないこともありうると思う。再婚するので親権者を相手に変更したいというのは、件数は少ないがなくてはならない。そのような事件は、事前に合意ができていたが親権者の変更は家裁でなければできないので申し立てる例がほとんどである。

(弁護士委員)

親権者を決めるときに、双方が子どもを要らないという事例が起こりうると思うが、そういう場合、裁判所はどのように対応しているのか。

(説明者)

両親がどちらも子どもの面倒を見られないという事案でも、親権者はどちらかに決めなければならない。問題は監護者をどうするかで、親族の中に面倒を見る人がいれば監護するのは親族となるけれども、そういう親族もなく、両親ともどうしても育てられないならば、施設などを探すしかないというような事案もないわけではないだろうと思う。

(弁護士委員)

面接交渉の申立があった場合、どのように手続が進むのか、またどれくらいの期間がかかるのか教えてほしい。

(説明者)

多くの事案は、調停の申立がされ、当事者双方の話をよく聴くことから出発し、中には数回調停をやってまとまるものもある。そうでないものは、調停期日の間に家裁調査官がそれぞれの話をよく聞いたり、児童室を使って親子の関係、交流の状況などを確認した上で、さらに調停を進めていく。最終的に調停で合意ができない場合は、審判に移行することになる。審判に移行した場合、ある程度の年齢の子どもであれば、子どもの意向を聞き、その他家裁調査官の調査などを行って結論を出す。審理期間は、事案によるが、面接交渉を認めたほうがよい事案では、子どもに会わせないと言っている親に対し、審判後の履行がされるようできる限り説得するために相当時間をかけ

ることもある。

(弁護士委員)

小さな子どもの場合、親権者を両親のどちらにするかは、法律家よりも家裁調査官など児童心理学の専門家の意見を尊重した方がよいのかどうか伺いたい。

(説明者)

法律家と児童心理学の立場とでどういうふうに違うかという指摘だと思うが、家を建てるときにたとえられると思う。つまり、法律は、正に建物の骨格に該当しており、骨格がしっかりしていないと家にならない。しかし、内装がきちんとしてないと住める家にはならない。このような意味で、家庭裁判所というのは、法律家と児童心理学を担う者、それらがお互いに協力しあっていく機関であると考えます。ただし、基本は裁判所であるから、家裁調査官は裁判官の指示に従って動いていくことになる。

(少年関係委員)

ビデオの後半の面接交渉に関して、離婚した男女が子どものことについて直接電話でやりとりしているが、仲良く別れたならば別だが、子どものこととはいえ直接やりとりするのは違和感を感じた。

(説明者)

確かに電話で連絡を取り合えるならば、離婚する必要がなかったんじゃないかという印象を持つかもしれない。しかし、面接交渉という事件の基本にある問題は、離婚した夫婦のディスコミュニケーションだと思う。だから、うまく連絡を取り合って、面接交渉をいかに軌道に乗せるかが基本的な問題だと思っている。

(弁護士委員)

現在は、メールがあるので、直接話しづらいからメールでやり取りすることは、仲が悪くて別れた夫婦でもあるのではないか。



(裁判所委員)

日本と欧米の違いがあるのかと思う。日本では、母親は、離婚すると父親と子どもとの縁を切ろうとすることが少なくないが、欧米では、母親は、父親に対し別れても子どもに責任を負うように言うはずで、むしろ電話がかかってこなければ、なぜ電話をかけてこないのかと怒ると思う。そういうメンタリティーの問題をどのように扱うかということではないか。

(弁護士委員)

私と同じくらいの年代までは離婚した夫婦が直接やりとりするのに違和感を感じるが、若い年代では、欧米的な感覚を持っていて直接やりとりすることもあるのではないか。

### (3) 次回テーマ

次回のテーマとして「少年法改正後の状況及び少年に対する保護的措置の状況」が提案され、了承された。

次々回以降のテーマに「子どもの虐待」を取り上げてほしいとの意見があった。

### (4) 次回期日等について

今回は、平成20年3月17日(月)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。